

各 位

会 社 名 株式会社ニッセンホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 佐村 信哉
 (コード番号 8248 東証・大証第一部)
 問合せ先 執行役員財務本部長 石畑 成人
 (T E L 075-682-2041)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 16 日に開催予定の第 42 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社グループにおける新規事業活動に応じて目的を追加するものであります。
- (2) 当社のコーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、社外取締役の中から選定することを前提とする「取締役会議長」を設置し、取締役会における経営監督機能と業務執行機能を明確に分離するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (省 略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 (省 略)	第 2 条 (現行どおり)
(1)衣料品、宝石・貴金属、食料品、飲料品、家具、建具、什器、家庭用品、日用雑貨品、事務用品、電気機械器具、娯楽用品、スポーツ用品、玩具、書籍、化粧品、動植物、印刷資材・梱包資材、メディアコンテンツその他百貨の販売ならびにこれらに関する物品の製造・加工・卸売・斡旋・輸出入および賃貸	(1)衣料品、宝石・貴金属、食料品、飲料品、家具、建具、什器、家庭用品、日用雑貨品、事務用品、電気機械器具、娯楽用品、スポーツ用品、玩具、 <u>新聞・雑誌</u> ・書籍、化粧品、動植物、印刷資材・梱包資材、メディアコンテンツその他百貨の販売ならびにこれらに関する物品の製造・ <u>制作</u> ・加工・卸売・斡旋・ <u>取次</u> ・輸出入および賃貸
(2)～(7) (省 略)	(2)～(7) (現行どおり)
(8)広告代理業	(8)広告代理業および <u>ディスプレイ業</u>
(9)～(31) (省 略)	(9)～(31) (現行どおり)
(新 設)	<u>(32)電子商取引その他の取引における代金決済サービスの提供</u>
(新 設)	<u>(33)映像・音声・文字情報制作業および商業写真業ならびに撮影スタジオのレンタル業</u>
<u>(32)前各号に附帯関連する一切の事業</u>	<u>(34)前各号に附帯関連する一切の事業</u>
2. (省 略)	2. (現行どおり)
(1)～(9) (省 略)	(1)～(9) (現行どおり)
第 3 条～第 24 条 (省 略)	第 3 条～第 24 条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 (新 設)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 26 条～第 42 条 (省 略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 <u>取締役会は、社外取締役の中から取締役会議長を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>取締役会議長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 26 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 3 月 16 日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日 平成 24 年 3 月 16 日 (金) (予定)

以上